

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	商店街振興組合の定款変更の認可（連合会は除く。）		
根 拠 法 令 名	商店街振興組合法		第62条第2項
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 商業振興グループ		
標準処理期間	14日	法定処理期間	1日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について 】</p> <p>・掲載図書等【 中小企業関係法令集1（新日本法規） 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【根拠法令】</p> <p>第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>1 定款の変更</p> <p>2 規約の設定、変更又は廃止</p> <p>3 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更</p> <p>4 経費の賦課及び徴収の方法</p> <p>5 その他定款で定める事項</p> <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。